様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月16日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	稲美町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1 (2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.hyogo-inami.lg.jp/contents_detail.php?frmId=3118

執行機関名　稲美町教育委員会

知事等（教育委員会）が行う就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。）

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		稲美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年稲美町条例第21号)　別表第1の11の項 就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第1条	稲美町就学援助規則（昭和62年教委規則第1号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条　この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条　この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条に基づき、稲美町立小学校及び中学校に就学する児童及び生徒の保護者に対し、教育に係る費用の一部を援助し、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		稲美町就学援助規則（昭和62年教委規則第1号） 稲美町就学援助に関する要綱(昭和62年4月決定)